

学生の皆様へ
教職員の皆様へ

鈴鹿医療科学大学 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策マニュアル (第6.1報)

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)はオミクロン株による新規感染者数の増加が続いており、本学においても学生と教職員およびご家族の健康維持と安全な教育サービスの提供のためには、油断することなく、正しく不織布マスクを装着するなどの徹底した感染防止対策を続行する必要があります。新型コロナウイルスおよびその感染症に関し、今まで不明であったことも一部ですが明らかとなりました。それらを参考に、新型コロナウイルス感染症対策マニュアル(第6報)を改訂し、第6.1報(変更箇所は赤字で記しています)修正箇所を赤字)としました。なお、今後も、情勢に応じ本マニュアルを適宜改訂する予定です。なお、本マニュアルと公的機関(保健所や県など)の判断に差異が生じた場合は、原則として公的機関の判断を優先しますが、内容によってはその逆もあり得ます。また、大学が独自の判断を行う場合もあります。

1. 基本事項

- 対象：学生が対象ですが、教職員もこれに準じます。
毎朝検温し、37.3度以上の発熱(平熱が37.3度以上の方は所属学科の担任教員へご相談ください)がある場合は、登校の必要性がある場合でも、所属学科の担任教員に報告のうえ、登校停止とします。その場合は公欠として取り扱います(学生要覧：公欠について、学校保健安全法第19条の出席停止に基づく感染症参照)。
- 外出時はマスクを正しく着用し(不織布マスクの使用を強く推奨、以下の文章においてもマスクは不織布マスクを強く推奨)、施設内に入るときは手指消毒を励行してください。学内でも飲食時以外は、会話時も含め常にマスクを着用してください。
- 友人等との会話もできるだけ少なくし、その際にもマスクは必ず双方ともに着用してください。
- 施設内では“3密”にならないように注意し、飲食時や会話時の感染予防マナーを励行してください。
- 当面の間、集団で行う会食は避けてください。また、朝食や昼食及び夕食に際し友人との会食も避けてください。会話をしながらの飲食で感染した事例が多発しておりますので、特に会話をしながらの飲食は止めましょう。やむを得ず会食しなければならない場合は、隣との距離(2m以上)を保ち、かつ会話をせずに短時間で済ませるように努めてください。その際には飲食時のみマスクを外し、黙食としてください。会話はしないでください。
- マスクは正しく着用し、鼻と口を覆うようにして下さい。いわゆる鼻出しマスクは感染防御上の効果がありません。また、表裏に気を付けて下さい(マスク購入時の箱に絵が記されていることが多いので参考にして下さい)。

2. 新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状が出た場合

- 新型コロナウイルスのPCR検査試薬の不足が懸念されますが、可能な限りPCR検査を受けてくだ

さい。

新型コロナウイルスに関して、『PCR 検査を受けていない場合』あるいは『PCR 検査を受けて陰性であった場合』、または『新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者でない場合』のいずれかの場合、以下の対応に従います。

- 発熱(本マニュアルにおいて、発熱とは体温が 37.3℃以上の状態としますが)がある方は、解熱した日を0日目として3日目から登校・出勤可とします(なお、解熱薬を服用した日は有熱日とします)。

(例) 解熱した日(0日目) 解熱後発熱なし⇒自宅待機

翌日(1日目) 発熱なし⇒自宅待機

翌々日(2日目) 発熱なし⇒自宅待機

翌々日(3日目) 発熱なし⇒登校・出勤可(外出可)

なお、発熱が持続する場合は教務課へご相談ください。

- 発熱以外の症状(咳、咽頭痛、頭痛、倦怠感、鼻水、筋肉痛、関節痛)は、上記の発熱同様に、症状が消失した日を0日目として3日目から登校・出勤可とします。これらの症状が持続する場合でも、発症日(発熱以外の症状が出た日)を0日目として、原則8日目から、登校・出勤可とします。

なお、発熱以外の症状が出た日を0日目として、4~5日目に PCR 検査や抗原検査を行い、陰性を確認した場合は、発熱以外の症状が消失しない場合でも、5日目から登校・出勤可とします。

※ 咳、鼻水がある人であっても、医療機関において気管支喘息あるいは花粉症と診断されている人であれば、前者では咳について、後者では咳と鼻水については無症状として扱います。

※ PCR 検査や抗原検査の陰性確認とは、医療機関で検査を受けたのであれば、検査結果が陰性であった旨の証明書、市販キット等で自分で行ったのであれば、陰性結果を示している写真を担任教員が確認すればよい。

※ ワクチン接種に伴う副反応や健康被害が疑われる症状があれば、発熱も含め、症状が消失した日を0日目として、翌日(1日目)から登校・出勤可とします。授業を欠席した場合には、公欠として取り扱いますので、公欠を願い出る場合は、「公欠願」を教務課・白子教務課へ提出してください。提出は出校した際です。構いませんので、ワクチン接種日の記載のある体調管理表、または、副反応による発熱等の症状を記録した体調管理表を添付してください。体調管理表には、担任教員の確認済みサインが必要です。

※ 学生は毎朝検温し、体調管理表の内容に沿って正しく記録してください。

※ 登校・出勤を開始した場合は、上記「1. 基本事項」を徹底してください。

3. 本人が新型コロナウイルス感染症と診断された場合

(1) 対象：学生

- 医師によりあなたが新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、速やかに所属学科の担任教員に報告してください。この場合、授業がある場合は出席停止とし、公欠として取り扱います。公欠の開始日は、発熱等で登校を見合わせた日としますので、後日診断書(または、検査項目などすべて記載されている診療費請求書兼領収書など)を提出してください。
- 登校停止期間の基準は、感染者の発症日(当該感染者が無症状の場合は検体採取日)を0日目として原則7日間となり、8日目に解除となります。

- 回復に伴う登校開始日等については、医師あるいは保健所等の指示に従うとともに、その都度状況を所属学科の担任教員に報告してください。
- 登校開始日には、自宅待機期間の体調管理表を担任教員に提出してください。毎朝検温し、体調管理表の内容に沿って正しく記録してください。
- 登校を開始した場合は、上記「1. 基本事項」を徹底してください。

(2)対象：教職員

- 医師によりあなたか新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、速やかに所属長および人事・厚生課に報告してください。この場合、出勤停止とします。
- 出勤停止期間の基準は、感染者の発症日（当該感染者が無症状の場合は検体採取日）を0日目として、原則7日間となり、8日目に解除となります。
- 回復に伴う出勤開始日等について、医師あるいは保健所等の指示に従うとともに、その都度状況を所属長および人事・厚生課に報告してください。
- 保健所あるいは医療機関の許可があるまで、当該教職員は出勤停止となり、無症状の当該教員は、ZOOM等を利用した遠隔授業を行う在宅勤務となります。ZOOM授業の実施については教務課と調整していただきます。
- 出勤開始日には、自宅待機期間の体調管理表を人事・厚生課に提出してください。毎朝検温し、体調管理表の内容に沿って正しく記録してください。
- 出勤を開始した場合は、上記「1. 基本事項」を徹底してください。

4. 本人が濃厚接触者として特定された場合、または、同居家族が新型コロナウイルス感染症と診断された場合

(1) 対象：学生

- 学生の登校は禁止しますので、医師あるいは保健所等の指示に従ってください。
- 濃厚接触者として特定された場合、または、同居家族が新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、速やかに所属学科の担任教員に報告してください。この場合、授業がある場合は出席停止とし、公欠として取り扱います。後日登校した際に公欠願を提出してください。
- 登校停止期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触した日を0日目として原則7日間となり、8日目に解除となります。他人への感染性はほぼ消失すると考えられているため、発熱以外の症状があっても、登校可とします。また、感染者と最後に濃厚接触した日を0日として4～5日目にPCR検査や抗原検査を行い、陰性を確認した場合は、発熱以外の症状があっても5日目から登校可とします。なお、保健所等から指示があった場合は、それに従ってください。
- 登校開始日には、自宅待機期間の体調管理表を担任教員に提出してください。毎朝検温し、体調管理表の内容に沿って正しく記録してください。
- 登校を開始した場合は、上記「1. 基本事項」を徹底してください。

(2) 対象：教職員

- 本人の出勤は禁止しますので、医師あるいは保健所等の指示に従ってください。
- 濃厚接触者として特定された場合、または、同居家族が新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、速やかに所属長および人事・厚生課に報告してください。この場合、出勤停止とします。
- 出勤停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触した日を0日目として原則7日間となり、8日

目に解除となります。他人への感染性はほぼ消失すると考えられているため、発熱以外の症状があっても、出勤可とします。また、感染者と最後に濃厚接触した日を0日として4～5日目にPCR検査や抗原検査を行い、陰性を確認した場合は、発熱以外の症状があっても5日目から出勤可とします。

- 保健所あるいは医療機関の許可があるまで、当該教職員は出勤停止となり、無症状の当該教員は、ZOOM等を利用した遠隔授業を行い、当該職員は、在宅勤務となります。
- 保健所等から指示があった場合は、それに従ってください。
- 出勤開始日には、自宅待機期間の体調管理表を人事・厚生課に提出してください。毎朝検温し、体調管理表の内容に沿って正しく記録してください。
- 出勤を開始した場合は、上記「1. 基本事項」を徹底してください。
- 厚労省によれば、「濃厚接触者」とは、患者(確定例)の感染可能期間[COVID-19を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの期間]に接触した者のうち、次の範囲に該当する者とされており、
 - 患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内・航空機内等)があった者
 - 適切な感染防護なしに患者(確定例)を診察、看護もしくは介護していた者
 - 患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
 - 手で触れることのできる距離(目安として1m)で、必要な感染予防策なしに患者(確定例)と15分以上の接触があった者

5. 同居家族等が濃厚接触者として特定された場合

(1) 対象：学生

- 同居家族等が、濃厚接触者として特定された場合は、速やかに所属学科の担任教員に報告してください。この場合、授業がある場合は出席停止とし、公欠として取り扱います。同居家族等のPCR検査結果などが「陰性」と判明するまでは、自宅待機とし、登校停止とします。後日登校した際に、公欠願を提出してください。
- 保健所等から指示があった場合は、それに従ってください。
- 登校開始日には、自宅待機期間の体調管理表を担任教員に提出してください。毎朝検温し、体調管理表の内容に沿って正しく記録してください。
- 同居家族等のPCR検査結果などが「陰性」であった場合は、登校を可能としますが、登校を開始した場合は、上記「1. 基本事項」を徹底してください。

(2) 対象：教職員

- 同居家族等が、濃厚接触者として特定された場合は、速やかに所属長および人事・厚生課に報告してください。同居家族等のPCR検査結果などが「陰性」と判明するまでは、自宅待機とし、出勤停止とします。
- 保健所あるいは医療機関の許可があるまで、当該教職員は出勤停止となり、無症状の当該教員は、ZOOM等を利用した遠隔授業を行い、在宅勤務となります。
- 保健所等から指示があった場合は、それに従ってください。
- 出勤開始日には、自宅待機期間の体調管理表を人事・厚生課に提出してください。毎朝検温し、体調管理表の内容に沿って正しく記録してください。
- 同居家族等のPCR検査結果などが「陰性」であった場合は、出勤を可能としますが、出勤を開始し

た場合は、上記「1. 基本事項」を徹底してください。

6. 授業形態について

(1) 新型コロナウイルス感染症のクラスターが学内で発生した場合

- ・ クラスターが発生した授業に関連する学科・学年の授業（合同授業を含む）は、保健所のクラスター収束宣言ができるまで、ZOOM 等を利用し遠隔で行います。ただし、クラスター発生状況がクラスターごとに異なることが予想されるため、個々の事例ごとに学長、副学長、当該学部長・学科長・専攻長、健康管理センター長、感染症危機管理チーム長、事務局長、人事・厚生課長、教務課長などで協議し、本学が方針を決定することがあります。
- ・ 保健所や医療機関あるいは本学の許可があるまで、感染者は登校停止とします。
- ・ 保健所の指示があれば、原則としてそれに従います。

(2) 学生が新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合（学内クラスターを除く）

- ・ 保健所や医療機関あるいは本学の許可があるまで、当該学生は登校停止とします。
- ・ 当該学生が所属していた学科・学年は、保健所の接触者調査が終了するまで、ZOOM 等を利用した遠隔での受講となります。なお、保健所による接触者調査が行われない場合は、原則として、対面授業は続行となります。
- ・ 個々の事例ごとに学長、副学長、当該学生の所属学部長・学科長・専攻長、健康管理センター長、感染症危機管理チーム長、事務局長、教務課長などで協議し、本学が方針を決定することがあります。

(3) 教職員が新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合（学内クラスターを除く）

- ・ 保健所あるいは医療機関の許可があるまで、当該教職員は出勤停止となり、無症状の当該教員は、ZOOM 等を利用した遠隔授業を行い、在宅勤務となります。
- ・ 当該教員が関係する学科・学年は、保健所の接触者調査が終了するまで、授業は ZOOM 等を利用して遠隔で行います。なお、保健所による接触者調査が行われない場合は、原則として対面授業は続行となります。
- ・ 当該職員が所属していた部署は、保健所の接触者調査が終了するまで、在宅勤務になります。
- ・ 個々の事例ごとに学長、副学長、当該教職員の所属学部長・学科長・専攻長、健康管理センター長、感染症危機管理チーム長、事務局長、人事・厚生課長、教務課長などで協議し、本学が方針を決定することがあります。

7. 学内実験・実習について

- ・ 動物を扱うことや試験管内反応を見る実習では、学生同士が近接する傾向があります。その場合でも大声で話すことなく、かつ短時間で実習が終わるように予習を行って実習に臨むことが重要です。また、指導教員は密を避けるように十分な指導と注意を行ってください。
- ・ オンラインで効果的に実験・実習ができる場合は、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する意味でも、教員は ZOOM を積極的に取り入れることも可能です。

8. 接触確認アプリについて

政府が接触確認アプリのダウンロードを勧めており、本学としても接触確認アプリの導入を推奨しま

す。新型コロナウイルス接触確認アプリ COCOA は、陽性者と接触した可能性があることが通知され、通知を受けた場合、検査の受診等につながるサポートを迅速に受けられるというメリットがあります。

- 接触者に該当した学生は所属学科の担任教員に、教職員は所属長と人事・厚生課に報告してください。
- 保健所等から指示があった場合はその指示に従ってください。接触者に該当するが保健所等から特段の指示がない場合であっても、本学から何らかの指示がある場合は、その指示に従ってください。
- COCOA から陽性者と接触した可能性があることの通知を受けた場合、保健所等からの指示がなく、身に覚えがない上に、感染症を疑わせる症状がない場合は、通知が届いた日を0日目として、翌日(1日目)から登校・出勤可とします。なお、マスクを正しく着用し、通知が届いた日を0日目として、8日目までは体調の変化に注意してください。

9. 大学への連絡について

発熱、咳、倦怠感、咽頭痛、頭痛など、新型コロナウイルス感染を疑わせる症状があれば、ワクチン接種・未接種にかかわらず、すぐに大学に連絡した上で、登校しないでください。そして、最寄りの医療機関または保健所に必ず相談してください。

- 学生の場合は、所属学科の担任教員へ必ず連絡してください。報告内容は、①学生番号と名前 ②居住地 ③経緯と症状 ④検査キットの種類 ⑤保健所の指示 をメール等で担任教員へ報告してください。

体調管理表には担任教員の確認済サインが重要となりますので、担任教員と連絡が取れない場合は、教務課または白子教務課へ連絡してください。

- 担任教員は、感染者情報が入った場合は、教務課または白子教務課へ学生から届いた内容を報告し、事務は学長へ報告してください。(報告内容：①感染者の学生番号と名前 ②居住地 ③経緯と症状 ④検査キットの種類 ⑤保健所の指示 等)

※ 公欠を願い出る場合は「公欠願」と「体調管理表」を教務課または白子教務課へ提出してください。提出は治癒後登校した際に構いません。(添付する体調管理表には担任教員の確認済みサインが必要です)

- 教職員の場合は、所属長および人事・厚生課へ必ず連絡してください。

判断困難例については、学生の場合は健康管理センターへ、教職員の場合は感染症危機管理チーム長または産業医へ、相談させていただきます。

10. 換気

冬季は防寒具を着用してください。

(1) ドア

- 休憩時間、授業中ともに開放しておいてください。

(2) 窓

- 休憩時間中は開放してください。授業担当教員の指示に従ってください。
- 授業中は閉鎖するが、授業開始から40分過ぎた頃に1回10分間開放し、換気を行ってください。

11. フェイスシールド

フェイスシールドは、顔面（主に眼球結膜と眼瞼結膜）に飛沫が付着することを防止する目的で使用します。授業形態が討論・発言を伴わないものでは、その着用を任意とします。

(1) パーティションが設置されている場合

- 学生同士が討論・会話しながら進行するものであっても、相互間にパーティションがあれば、フェイスシールドは着用しなくても可とします。

(2) パーティションが設置されていない場合

- 学生同士が討論・会話しながら進行する授業であれば、原則として、学生はフェイスシールドを着用してください。

※止むを得ない理由（着用により呼吸困難感が出現など）があれば、フェイスシールドは使用しなくても可としますが、常時、マスクは必ず着用してください。

以上

鈴鹿医療科学大学 学長

鈴鹿医療科学大学 防災・危機管理委員会 感染症危機管理チーム